

平成22年7月入札契約制度改正について

平成22年6月3日

第1 工事契約関係

1 最低制限価格設定方法の見直し

直接工事費の100分の95

共通仮設費の100分の90

現場管理費の100分の70 (現行：100分の60)

一般管理費の100分の30

の合計額(ただし税抜き許容価格の75%~90%(現行：85%))

に下記を乗じて得た額(X, Y, Zは電子くじにより決定した数値)

・許容価格1億円未満

$1 + (0.0012 \times X + 0.00012 \times Y) \times Z$ (現行どおり)

・許容価格1億円以上

$1 + (0.0006 \times X + 0.00006 \times Y) \times Z$

(現行：0.0012)(現行：0.00012)

2 低入札価格調査基準価格設定方法及び数値的失格基準の見直し

(1) 低入札価格調査基準価格

直接工事費の100分の95

共通仮設費の100分の90

現場管理費の100分の70 (現行：100分の60)

一般管理費の100分の30

の合計額(ただし税抜き許容価格の75%~90%(現行：85%))

(2) 数値的失格基準の変更

直接工事費の100分の85

共通仮設費の100分の70

現場管理費の100分の60 (現行：100分の40)

一般管理費の100分の20 (現行：100分の50)

3 実施時期

1, 2とも平成22年7月1日以後に公告する工事について適用します。

第2 物品契約関係

1 電子入札の拡大

契約課で発注する、全ての物品の購入及び物品の製造の請負の見積合わせで、電子入札システムによる見積合わせを実施します。

(1) オープンカウンター方式

印刷、用紙（封筒等を含む。）、OA機器のうち許容価格が5万円以上のもの、事務用品のうち許容価格が5万円以上のもの

(2) 指名方式

オープンカウンター方式以外の契約課で発注する物品の購入及び物品の製造の請負で見積合わせのもの

2 実施時期

平成22年7月1日以後に公表又は指名通知する物品購入等について適用します。